

会員、会費及び負担金規則

一般社団法人佐久産業支援センター

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の定款第9条に基づき、会員が納める会費又は負担金について定める。

(会員種別)

第2条 本センターの定款第7条で定める会員種別と定義を次の表に示す。

会員種別	定 義
設立会員	本センターの設立時社員 佐久市、佐久商工会議所、臼田町商工会、佐久市望月商工会、浅科商工会、佐久市工場協会
一般会員	本センターの社員 佐久市内の法人・個人・団体で、本法人の目的に賛同して会費を納めたもの 例 佐久市内の製造業・サービス業・金融業等の企業・事業所・個人事業者
特別会員	本センターの社員 一般会員のうち、本法人の事業に積極的に協力又は貢献するため、さらに資金的な協力ができるもの
パートナー 会員	佐久市外の法人・個人・団体で、本法人の目的に賛同し資金的な協力ができるもの
支援会員	佐久市内外の法人・個人・団体で、本センターの目的に賛同するもの 例 長野県・他の市町村、学術機関、医療介護機関、他の産業支援機関、学識経験者

(会費又は負担金)

第3条 設立会員、一般会員、特別会員、パートナー会員、支援会員の会費又は負担金を次のとおりとする。

会員種別		会費又は負担金（年間）
設立会員	佐久市	1100 万円
	佐久商工会議所	220 万円
	臼田町商工会	10 万円
	佐久市望月商工会	10 万円
	浅科商工会	5 万円
	佐久市工場協会	10 万円
一般会員		2 万円
特別会員		2 万円+10 万円×口数（1 口以上）
パートナー会員		10 万円×口数（1 口以上）
支援会員		なし

(設立会員の負担金の納入)

第4条 設立会員は、本センターの請求に基づき、指定する期日までに負担金を納入しなければならない。

(その他の会員の会費の納入)

第5条 一般会員、特別会員及びパートナー会員は、本センターの請求に基づき、指定する期日までに会費を納入しなければならない。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成30年6月1日より施行する。